

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用について次のとおり開始する。

その関係図面は、恵庭市建設部管理課において、令和7年1月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年12月16日

恵庭市長 原 田



市道新規認定に伴う供用開始

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始日
1548	島松東口駅広線	島松本町1丁目1番	令和6年12月16日
		島松仲町1丁目2番	
1549	島松駅沿2番線	島松本町1丁目662番4	
		島松本町1丁目151番2	

供用開始路線図

1549 島松駅沿 2 番線

1548 島松東口駅広線

島松駅

道道島松停車場線

道道江府南線

凡 例	
供用開始区間	——

縮尺 1 : 2500

